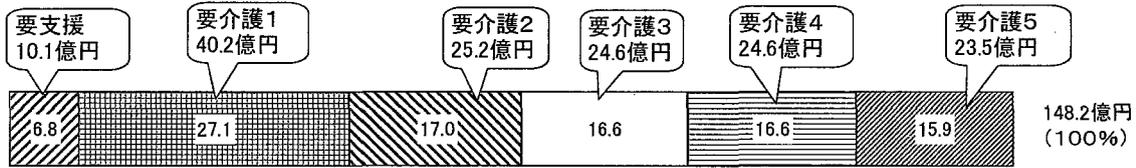


## 介護保険における福祉用具（概要）

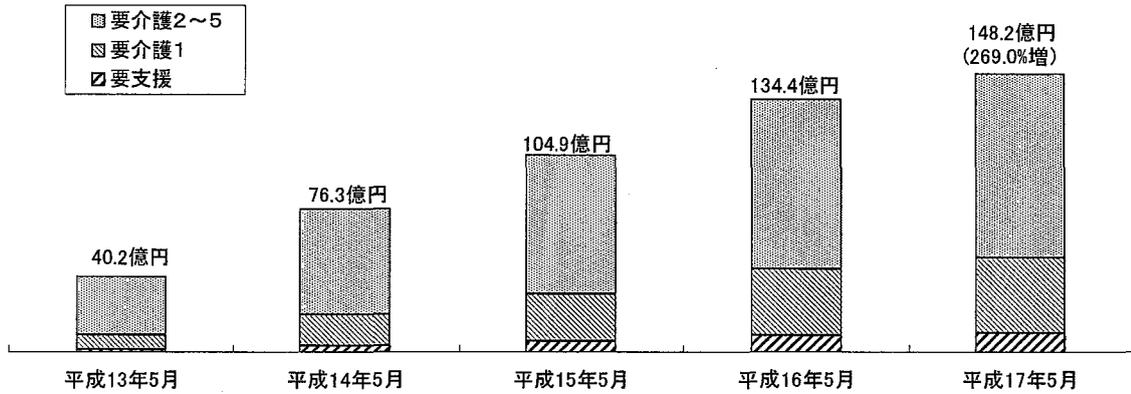
事業概要	福祉用具貸与	福祉用具購入
<p>事業概要</p>	<p>要介護者等が、福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるための用具）を指定事業者から貸与された場合、利用料の9割が保険から支給される。</p>	<p>要介護者等が、入浴や排せつ等に用いる福祉用具（特定福祉用具）を購入したときは、必要な書類（領収書、パンフレット等）を添えて、申請書（必要性の理由を記載（本人記載可））を提出することにより、実際の購入費の9割相当額が償還払いで支給される。</p> <p>なお、支給額は、支給限度基準額の9割が上限となる。</p>
<p>対象種目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車いす</li> <li>・ 車いす付属品(*)</li> <li>・ 特殊寝台</li> <li>・ 特殊寝台付属品(*)</li> <li>・ 床ずれ防止用具</li> <li>・ 体位変換器</li> <li>・ 手すり</li> <li>・ スロープ</li> <li>・ 歩行器</li> <li>・ 歩行補助つえ</li> <li>・ 認知症老人徘徊感知機器</li> <li>・ 移動用リフト（つり具の部分を除く）</li> </ul> <p>(*)法施行当初は本体と一体的に貸与される場合に限って貸与が可能であったが、告示改正により平成12年12月以降単品での貸与が可能となった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 腰掛便座</li> <li>・ 特殊尿器</li> <li>・ 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ）</li> <li>・ 簡易浴槽</li> <li>・ 移動用リフトのつり具の部分</li> </ul>
<p>支給限度基準額</p>	<p>福祉用具貸与にかかる支給限度基準額は定めておらず、要支援、要介護度別の支給限度基準額の範囲内において、他のサービスと組み合わせて利用することとなる。</p>	<p>10万円</p> <p>※要支援、要介護区分にかかわらず定額</p> <p>※同一支給限度額管理期間内（4/1～3/31の1年間）は、用途及び機能が著しく異なる場合、並びに破損や要介護状態の変化等の特別の事情がある場合を除き、同一種目につき1回の支給に限られる。</p>

○福祉用具貸与・福祉用具購入

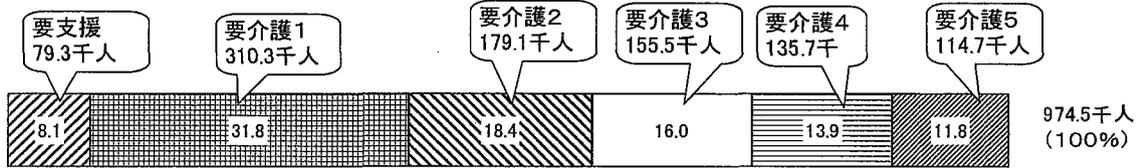
(費用の状況)



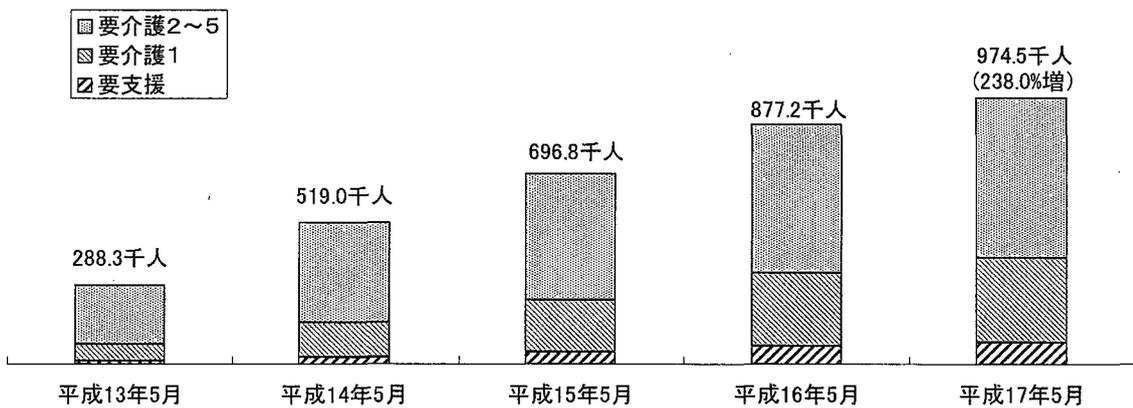
(費用の推移)



(受給者の状況)



受給者の推移



(事業所の状況)

	請求事業所数	件数 (単位:千件)	実日数 (単位:千日)	単位数 (単位:千単位)	費用額 (単位:百万円)
15.5	5,462	730	20,744	1,048,919	10,489
16.5	6,503	922	26,263	1,344,310	13,443
17.5	7,176	1,023	29,065	1,481,815	14,818

## 現行の福祉用具貸与の指定基準

### 〔人員基準〕

#### ①福祉用具専門相談員：常勤換算法で2名以上

※福祉用具専門相談員＝介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者若しくは都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める者

#### ②管理者：事業所ごとに常勤専従 1名

※ 事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所・施設等の職務に従事できる。

〔設備基準〕：福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有すること。等

### 〔運営基準〕

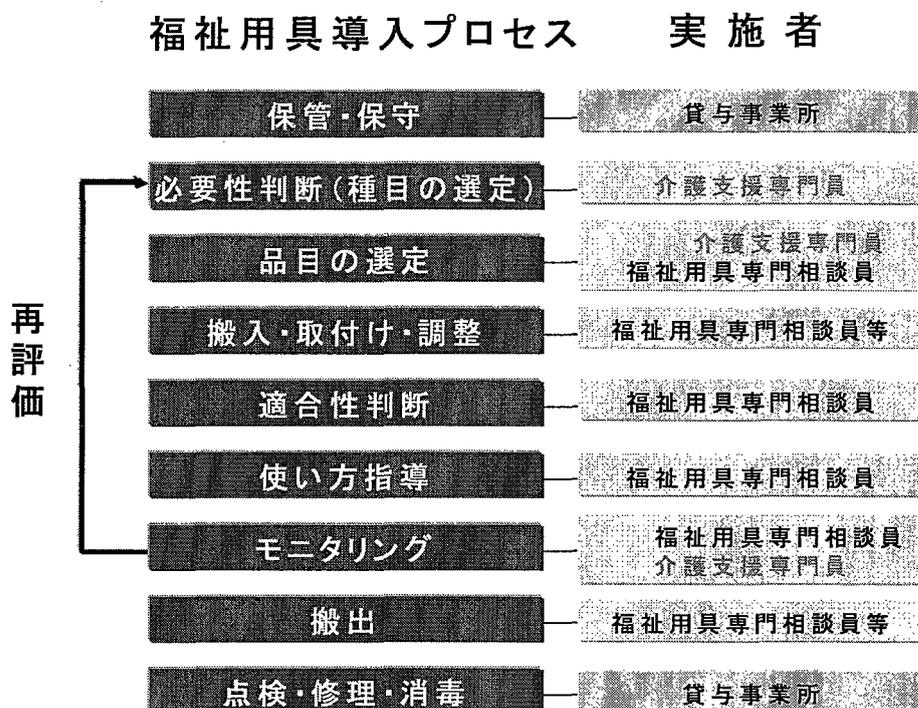
#### （指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）

専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次の掲げるところによるものとする。

1. 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
2. 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
3. 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
4. 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。

等

○ 現行の福祉用具導入のプロセスと課題



(出典：高齢者リハビリテーション研究会（第3回）老健局振興課報告資料より作成)

○ 福祉用具専門相談員の基準

指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき専門相談員（指定福祉用具貸与の提供に当たる介護福祉士、義肢装具士、保健婦、保健士、看護婦、看護師、准看護婦、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者若しくは都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

○ 福祉用具貸与の平均費用額（1件あたり）の推移

(円/件)

	H15.4 (A)	H16.4 (B)	H17.4 (C)	(A)を100とした 場合の(B)の 指数	(A)を100とした 場合の(C)の 指数
車いす	8,095.3	8,027.0	7,892.3	99.2	97.5
車いす付属品	2,224.6	2,068.1	1,969.3	93.0	88.5
特殊寝台	11,495.7	11,028.2	10,559.2	95.9	91.9
特殊寝台付属品	1,738.3	1,557.9	1,519.2	89.6	87.4

※(平均費用額(円/件)＝全体単位数(千単位/1月)×10÷全体件数(千件/1月))

出典:介護給付費実態調査

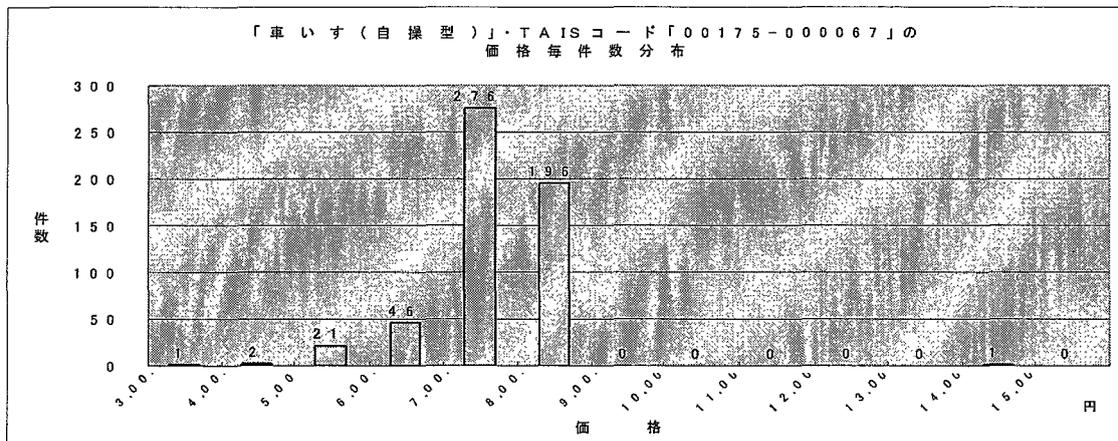
## ○ 東京都23区の福祉用具のレンタル価格の分布

(車イスの例)

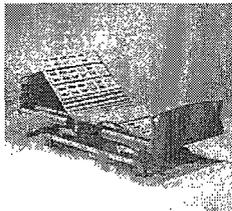


1月のレンタル価格 (TAISコード 00175-000067)			
最高	最低	倍率	平均
14,000円	3,000円	4.7倍	7,132円

※ レセプトに表記された単位数を基に作成しました。

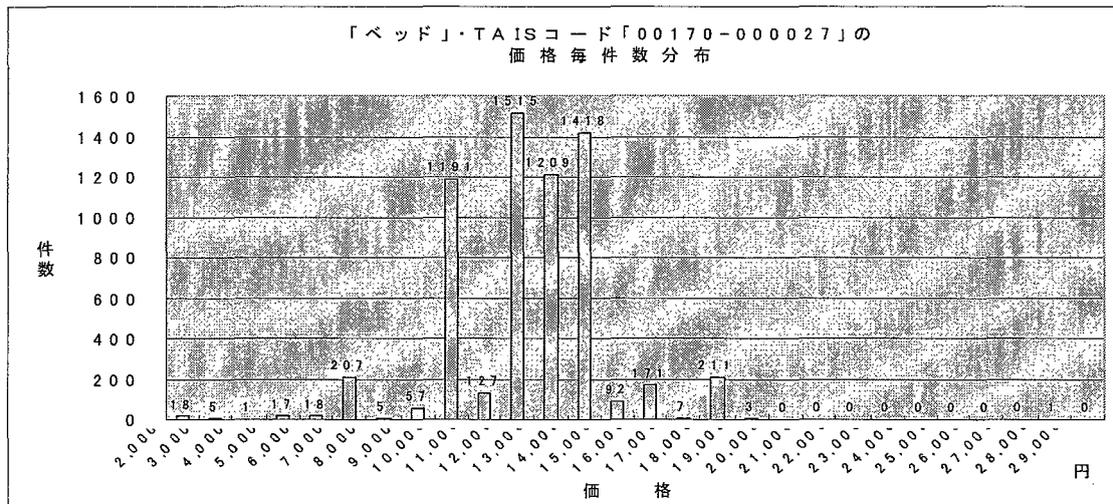


(電動ベッドの例)



1月のレンタル価格 (TAISコード 00170-000027)			
最高	最低	倍率	平均
28,000円	2,000円	14倍	12,388円

※ レセプトに表記された単位数を基に作成しました。

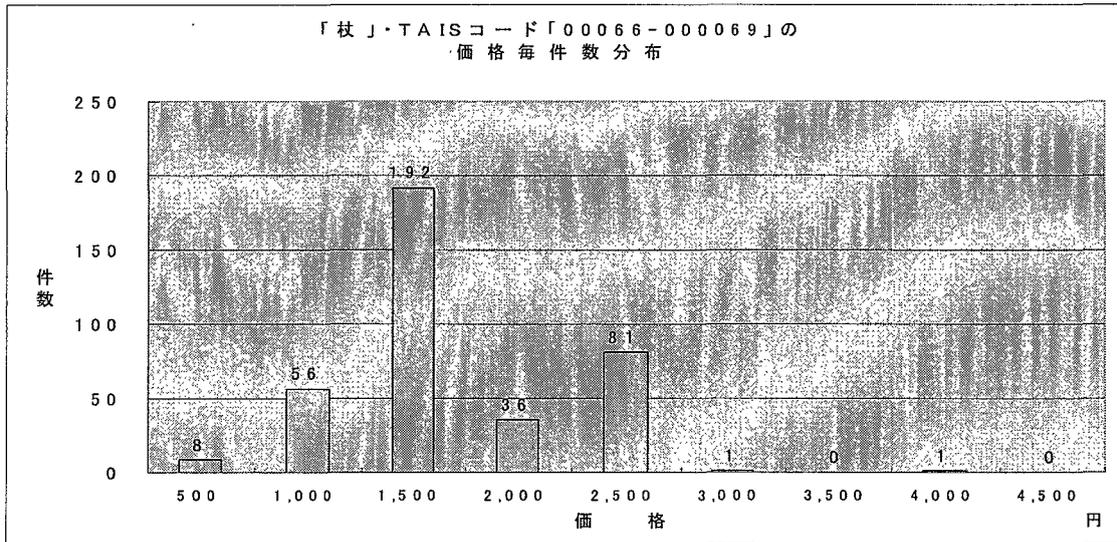


(杖の例)



1月のレンタル価格 (TAISコード 00066-000069)			
最高	最低	倍率	平均
4,000円	500円	8倍	1,234円

※ レセプトに表記された単位数を基に作成しました。



## **介護保険における福祉用具の選定の判断基準**

(抜粋・要介護度別)

## は し が き

介護保険における福祉用具は、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものである。

介護保険の福祉用具の利用状況をみると、要介護者等の日常生活を支える道具として急速に普及、定着しているが、その一方で、要介護度の軽い者に対する特殊寝台、車いすの貸与など、利用者の状態像からその必要性が想定しにくい福祉用具が給付され、介護保険法の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例も見受けられる。

そこで、福祉用具が要介護者等に適正に選定されるために、作業療法士・理学療法士等によって作成された福祉用具の事例精査基準（案）を基に、4,500余りの利用事例によって検証、精査し、使用が想定しにくい福祉用具を示した「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を作成したところである。

本基準の基本的な構成は、個々の福祉用具毎に福祉用具の特性、利用者の状態から判断して、明らかに「使用が想定しにくい状態像」及び「使用が想定しにくい要介護度」を示したものとなっている。

本基準における状態像は、要介護認定における認定調査項目及び利用者の心身の状況により選択された選択肢別に整理した。

なお、認定調査項目の「問題行動」という記載は、本基準においては「認知症の周辺症状」とした。

また、本基準で示しているのは、福祉用具の選定を行う場合の標準的な目安（ガイドライン）であって、本基準に示す福祉用具の使用が想定しにくいとされる場合であっても、個別の利用者の生活環境や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合には、本基準を活用していただきたいが、併せて（財）テクノエイド協会のホームページで公開されている介護保険福祉用具等のデータベースシステム（介護保険対象福祉用具等詳細情報）を活用し、福祉用具の利用事例や商品情報および解説を参照するなど、福祉用具の特性と利用者の心身状況とが適合した、適正な福祉用具の選定に役立てていただきたい。

なお、本基準は、福祉用具の事例精査基準（案）作成時に収集された利用事例に含まれる範囲の福祉用具の判断基準にとどまっており、現段階においては、介護保険における福祉用具全般を網羅したものとはなっていない。

したがって、今後、さらに福祉用具の利用事例の収集等を行い、検証することによって、福祉用具給付の判断基準の追加や見直しを適宜行っていくものである。